

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)  
知事メッセージ

令和2年8月28日  
青森県危機対策本部

**新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

昨日、本県において34例目、35例目となる新型コロナウイルス感染症患者が五所川原保健所管内で発生しました。

県としては、感染者に対する医療措置や積極的疫学調査等を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速に対応してまいります。

さて、県内の小中学校では夏休みが終了し、新学期がスタートしました。

全国的に、お盆や夏休み期間における人の往来増加に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配されていたところですが、本県においては、これまでのところ、感染症患者の発生は散発的なものに止まっているところです。

これも、帰省された方々等も含め、県民の皆様方お一人お一人が、感染防止対策をしっかりと行っていただいたことによるものと、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染防止対策をしたとしても、誰もが感染する可能性があり、他者に感染させる可能性があるものです。それ自体を責めるのではなく、冷静な対応を行っていただきますようお願いいたします。

依然として暑い日が続いておりますが、特にマスクを着用していると体温調節が阻害され熱中症のリスクが高まることから、屋外で人との距離が十分確保されている場合はマスクを外したり、マスク着用時には激しい運動を避け、こまめに水分補給するなど、熱中症にならないよう気を付けてください。

また、適切な病院受診についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染を過剰に警戒するあまり、元々有している疾患の受診を控えたり、健康診断の受診を控えたりすることにより、持病の悪化や健康状態の悪化に繋がるようなことは、是非とも避けていただきたいと思います。

御心配な点があれば、まずはかかりつけ医に相談してください。

次に、イベント開催制限についてですが、政府では8月末までは人数上限5000人を維持するとしていたところですが、現状の感染状況等に鑑み、当面9月末まで現在の収容率要件及び人数上限を維持することとしました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限についても、政府の方針に沿って、9月30日まで現在の制限を継続することとします。

この間、イベント等を開催する場合にあっては、別途お示しする「催物の開催等に係る留意事項」に基づき感染防止対策を徹底していただくことを改めてお願いします。

なお、10月以降の取扱いについては、政府の方針等も踏まえ改めて検討することとします。

新型コロナウイルス感染症対策分科会によると、新規感染者数は全国的にやや減少に転じたが、急速に増加した地域もあり感染者の動向は地域差があるとされております。

このように、感染動向は依然として予断を許さない状況にあるものと認識しているところであり、県民の皆様方におかれては、引き続きソーシャル ディスタンスなど基本的な感染予防対策の徹底等について、御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年8月28日

## 催物の開催等に係る留意事項

令和2年9月30日までの間は、令和2年5月27日変更の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」によるほか、特に次の事項に留意してください。

### 1. 外出について

- 発熱等の症状がある方は、外出を控えるようにしましょう。
- 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を徹底しましょう。  
外出先の施設等について、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されているか確認しましょう。
- 観光地においては、人と人との間隔を確保するようにしましょう。
- 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称COCOA）をインストールしましょう。

### 2. 催物（イベント等）の開催について

#### （1）催物開催の目安

- 9月30日までの間は、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提として、参加人数の上限は、屋内、屋外ともに5,000人以下となります。
- 上記の人数要件に加え、屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数としてください。  
屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保してください。  
（できるだけ2m）。
- 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内としてください。  
また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保してください。

#### （2）催物の開催にあたっての留意事項

##### ① 基本的な感染防止策

##### 【イベント参加者】

- 発熱等の症状がある者はイベントに参加しないようにしましょう
- イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールしましょう。  
また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じるようにしましょう。
- イベントに参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用しましょう。

また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底しましょう。

- イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えるようにしましょう。
- イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとるようにしましょう。

### 【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにしてください。  
その際の払い戻し措置等を規定しておくことも必要となります。
- イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促してください。  
また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底してください。
- イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促してください。  
また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促してください。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけてください。
- イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
- その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底してください。

## ② 都道府県との事前相談

下記に掲げる施設において、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に対して事前に相談してください。

なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。

- 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設
- 収容人数が2,000人を超えるような施設（収容率50%で1,000人超）

※ 詳しくは、イベント等を所管する県の担当課までお問い合わせください。